

(3) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

1 地方公務員法の定年延長の改正趣旨

少子高齢化の進展を踏まえ、若年者の労働人口が減少している中で、複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持し労働人口を確保する観点から、60歳を超える職員で、豊富な知識、技術、経験等を持ち、能力と意欲のある職員を最大限活用していくことが必要となっています。

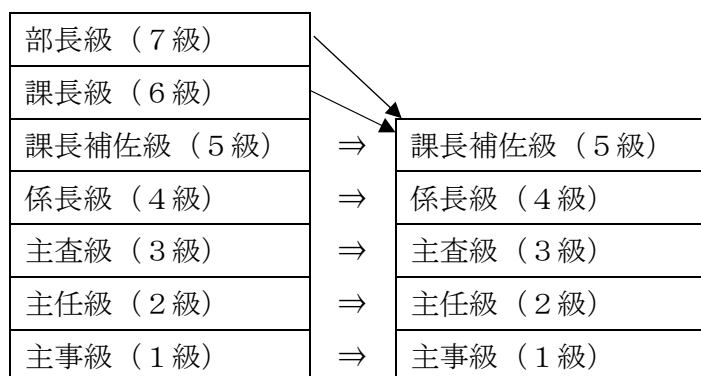
2 本市の定年延長の概要等

(1) 定年を現行の60歳から65歳へ段階的に引上げ

【定年引上げイメージ】

	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14
定年	60歳	61歳		62歳		63歳		64歳		65歳	
S 37年度	60歳 定年	暫再：暫定再任用職員、現行の再任用職員と同様 会任：会計年度任用職員									
S 38年度	59歳	60歳 役職定年	61歳 定年	62歳	63歳	64歳	65歳				
S 39年度	58歳	59歳	60歳 役職定年	61歳	62歳 定年	63歳	64歳	65歳			
S 40年度	57歳	58歳	59歳	60歳 役職定年	61歳	62歳	63歳	64歳 定年	65歳		
S 41年度	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳 役職定年	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年	暫再・会任
S 42年度	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳 役職定年	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年

(2) 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

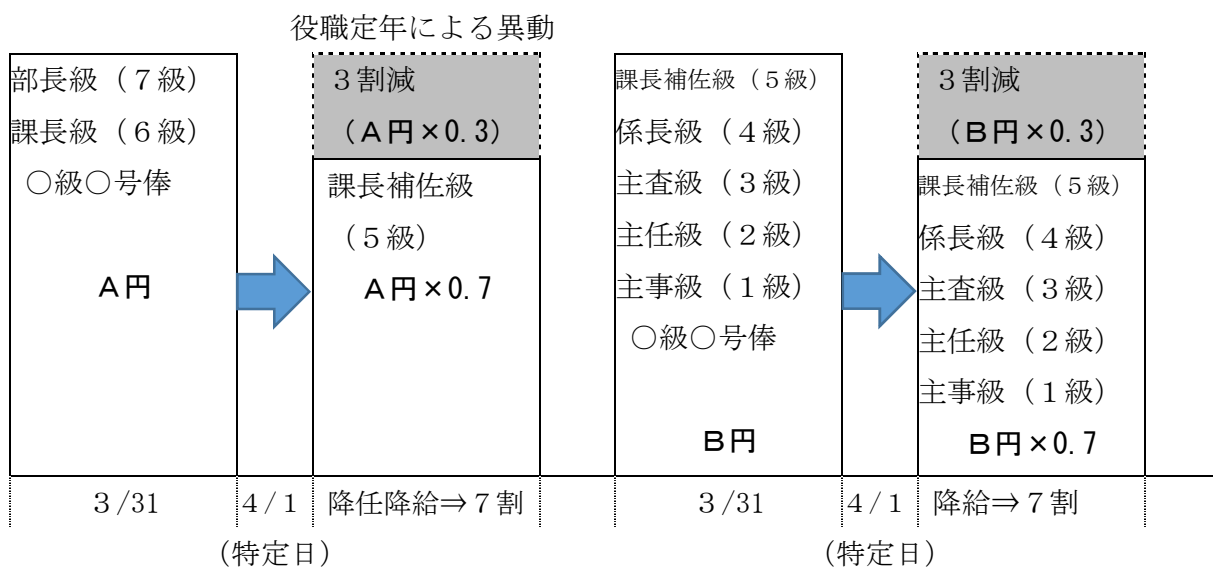


(3) 定年前再任用短時間勤務制の導入

59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
情報提供 意思確認		常勤職員として継続勤務（給料月額は7割） ※管理監督職について役職定年制有り。				
常勤職員		退職 → 定年前再任用短時間勤務				

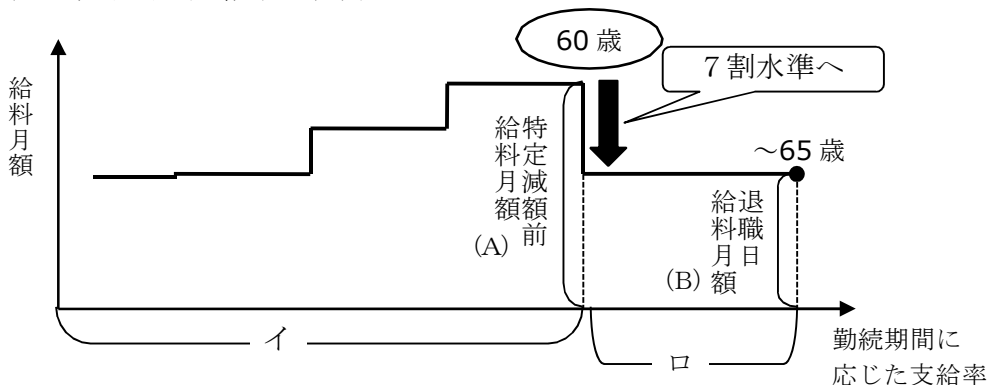
(4) 60歳到達後の職員の給料

【給料月額の7割措置のイメージ】



(5) 最も高かった給料月額を退職金の基本額とするピーク時特例の適用

(6) 退職手当の支給率の特例



(7) 定数条例の特例（定年退職見込み者数の2分の1まで総数を超えることを可とします。）